

わたしたちの郷土

109 巻

中世の松浦 (75) 鷹島海底遺跡

鷹島神崎遺跡が国史跡の指定を受けた3月27日、指定3年目の節目にあたるこの日に「鷹島神崎遺跡防犯・防災パトロール隊」を発足しました。

元寇の歴史を今に伝える貴重な文化財は、盗難や盗掘および災害などの被害に遭わないように守り、地域の文化財(地域の宝)として後世に残していかなければなりません。

パトロール隊(小田嘉和隊長)は、地域住民代表、鷹島観光ボランティア代表、松浦警察署、海上保安署、漁協、企業などで組織しています。この日は、原の釈迦像(県指定有形文化財銅造如来坐像)や床浪港、神崎港を巡回しました。

国史跡内での不審船の情報など、何かお気づきのことがあれば連絡をお願いします。

パトロール隊の事務局は、鷹島歴史民俗資料館(☎0955-482744)、文化財課(☎0956-721111)としています。

平成26年度の事業の一環として、「鷹島を水中考古学の拠点として整備していくために『国指定史鷹島神崎遺跡保存管理計画書』を刊行しました。この計画書は、市内小中学校や市立図書館、公民館などに配布しています。多くの市民の皆さまにご理解とご協力を得るため、保存管理計画書の概要版を作成しました。

世界的にも希少な条件を備えた日本を代表する水中遺跡として注目されていることから、英語、韓国語、中国語の概要版も作成しました。鷹島歴史民俗資料館窓口で希望者に配布していますので、ご活用ください。



▲ パトロールの様子

あなたの健康お手伝いします



ひきこもりに悩む家族の集い(月1回開催)

○問合せ先 健康ほけん課 ☎内線 168・129

■「ひきこもり」の定義

さまざまな要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的に6カ月以上にわたっておおむね家庭内にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念。

※厚生労働科学研究による「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」

■具体的に見られる行動パターン

- ・学校を卒業または中退したまま、仕事をしないでずっと家にいる。
- ・仕事を突然辞めてしまい、家にこもるようになる。
- ・1日中自分の部屋に閉じこもって、インターネットばかりしている。
- ・昼夜逆転の生活をしているが、夜中にコンビニには出掛けているらしい。
- ・家族との会話がほとんどなく、顔を合わせても避けようとする。



■ひきこもりの人に対応するときの心構え

- ・ひきこもりを否定せず、温かく見守ることを心掛けましょう。
- ・解決に時間がかかると考え、焦らずに接するようにしましょう。
- ・朝晩のあいさつなど、小さなコミュニケーションをとることを心掛けましょう。
- ・周囲の人たちが孤立せず、健康であることが大切です。相談相手や仲間を探し、愚痴をこぼしたり、聞いてあげたりしあいましょう。

■ひきこもり・不登校の家族の集いが開催されています

同じ悩みをもつご家族同士で語り合う場所で、お互いの悩みや経験を語り、参加したご家族がホッとできたり、元気になっていただくための集いです。お気軽にご参加ください。

【期日】 第4金曜日

【時間】 19:00～21:00

【場所】 きらきら21(研修室1・2)

【備考】 日程については、市報まつらの行事カレンダーに、毎月掲載しますのでご確認ください。

天神書簡 ～福岡事務所便り～



自分で選ぶ！自分で盛る！大漁「まつらごはん」デビュー

昨秋、鷹ふぐバル松浦に登場した「出張！松浦の台所」。毎週木曜のランチタイムに、松浦直送の海の幸や加工品を試験的に販売するスペースとしてスタートしていましたが、この春、装いも新たにバージョンアップしました。その名も「まつらごはん」！鷹ふぐバル松浦のカウンターに設えられる、ランチタイムだけの“松浦の幸のバイキング”です。



松浦の大漁旗が主役！
そこはもう松浦の海原

アジ、サバ、タイ、ブリ、カツオなど、日替わりで並ぶ桶盛りの刺身がなんと6つ（その日の仕入れで変わります）！自分自身で丼を手を持ち、

カウンターに並んだそれらの刺身の中からお好みを選び、ごはんのにせながら“マイまつらごはん(丼)”をつくるというメニューです。とろろもついた“松浦葉味”で味を調べたら、あとは「いっただっきま〜す！」。シメには料理長秘伝の魚介スープでソップめしやお茶漬けも。大漁旗を設えた店内装飾は、この時、松浦一色！ぜひ一度、お立ち寄りください。



まつらごはん 1,380円

●毎日 11:00～15:00

●鷹ふぐバル松浦（天神イムズ B1F）

「ベースメントシーガーデン オノ」の
サラダバー・ドリンクバーも利用可。
さらに、デザート付き！

■問合せ先 商工観光課福岡事務所 ☎092-406-2180

消費生活センターだより

○問合せ先 松浦市消費生活センター ☎内線 180

息子を名乗る不審な電話にご注意を！

《事例》

- ①突然息子や会社の社員を名乗る人が電話をかけてきて、「会社のお金を使い込んだ」「女性を妊娠させた」などのトラブル解決を名目に金銭を要求してくる。
- ②息子を名乗る男から「株で失敗して弁護士と相談している。助けて欲しい」と電話があり、その日のうちに空路、東京へ向かった。羽田空港内で、空港職員に「息子にお金を持ってきた。すぐに長崎に戻る。」と話したところ、不審に思った職員が警察に連絡し、詐欺が発覚した。



〈ひとこと助言〉

- ①左記のような事例が九州で相次いでおり、長崎県内でも現在までこうした事例が連続しております。公立高校の卒業生名簿を悪用し、息子を名乗って家族に電話をかけている可能性があり、長崎県警が注意を呼び掛けています。
- ②「会社のお金を使い込んだ」や「株で失敗した」などの理由による金銭要求の電話は詐欺です。留守番電話を設定するなどして、心当たりのない電話はすぐに切りましょう。また、不審に思ったらすぐに家族や警察などに連絡しましょう！

※おかしいなと思ったときは、消費生活センターにご相談ください。